

# 福岡県公報

平成30年10月5日  
第4032号

## 目次

### 告示 (第811号 - 第831号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の占用の制限	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8

○土地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) ..... 8

### 公 告

○福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更	(市町村支援課)	8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課)	8
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	9
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	9
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○意見募集の結果の公示	(都市計画課)	13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	14
○二級建築士事務所の監督処分について	(建築指導課)	14

### 公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ..... 14

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県 印刷 総務部行政経営企画課 (電話) 092-643-3028  
 株式会社 (電話) 092-262-5726

雑 報

○福岡県行政不服審査会運営規則第23条第3項及び第4項の規定に基づ  
く 答申書の写しの公示について (行政経営企画課) ……………17

告 示

福岡県告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域  
を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧  
に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	安 谷 線 赤 谷	前	朝倉市佐田228番2先か ら 朝倉市佐田227番1先ま で	8.7 ～ 12.8	4.3
			後	朝倉市佐田228番2先か ら 朝倉市佐田227番1先ま で	9.8 ～ 12.8	4.3

福岡県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域  
を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧  
に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

朝 倉	県道	安 谷 線 赤 谷	前	朝倉市佐田205番9先か ら 朝倉市佐田205番8先ま で	7.4 ～ 15.0	17.9
			後	朝倉市佐田205番9先か ら 朝倉市佐田205番8先ま で	7.4 ～ 18.9	17.9

福岡県告示第813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域  
を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧  
に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 線 小石原	前	朝倉市須川139番4先か ら 朝倉市須川139番27先ま で	3.0 ～ 28.1	363.0
			後	朝倉市須川139番4先か ら 朝倉市須川139番27先ま で	4.1 ～ 80.0	363.0

福岡県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域  
を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧  
に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	才 田 筑前内野 線 停 車 場	前	嘉麻市嘉穂才田1247番先 から 嘉麻市嘉穂才田1537番 3 先まで	7.9 ～ 11.0	801.6
			後	嘉麻市嘉穂才田1247番先 から 嘉麻市嘉穂才田1537番 3 先まで	10.7 ～ 15.8	

## 福岡県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	桂 川 下秋月 線	前	嘉穂郡桂川町大字土師 4044番 2先から 嘉穂郡桂川町大字土師 4042番 2先まで	7.1 ～ 7.5	32.3
			後	嘉穂郡桂川町大字土師 4044番 2先から 嘉穂郡桂川町大字土師 4042番 2先まで	8.7 ～ 8.8	

## 福岡県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	穂 波 嘉 穂 線	前	嘉穂郡桂川町大字土師 832番先から 嘉穂郡桂川町大字土師 827番 2先まで	8.0 ～ 8.1	15.6
			後	嘉穂郡桂川町大字土師 832番先から 嘉穂郡桂川町大字土師 827番 2先まで	10.5 ～ 10.6	

## 福岡県告示第817号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大野生143	高山泌尿器科月の浦クリニック	大野城市月の浦二丁目23-5	H 30・9・3
筑紫地生185	じんのうち耳鼻咽喉科	筑紫郡那珂川町松木一丁目146	H 30・9・25
筑生110	鶴丸眼科	筑後市大字前津60-1	H 30・9・3

春生薬71	新生堂薬局昇町店	春日市昇町二丁目67	H 30・8・1
筑生薬55	もみじ薬局	筑後市大字前津60-2	H 30・9・3
田生薬94	ききょう漢方薬局	田川市春日町932-1	H 30・8・1
田川生訪24	訪問看護ステーション慈愛	田川郡川崎町大字川崎2762-1	H 30・6・1
京生訪13	はーとふる訪問看護ステーション	京都郡苅田町若久町二丁目18-3	H 30・7・1

**福岡県告示第818号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生57	桑野内科胃腸科医院	宗像市赤間駅前二丁目3-16	H 30・8・10
田生薬34	林薬局	田川市春日町932-1	H 30・7・31

**福岡県告示第819号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生102	医療法人星子医院	柳川市三橋町下百町44	柳川市三橋町下百町201-6	H 30・2・3
大生285	上村耳鼻咽喉科医院	大牟田市明治町一丁目2-1	大牟田市新栄町16-5 深町ビル2F	H 30・7・20
嘉麻生歯20	医療法社団博文会ひらの歯科・小児歯科医院	嘉麻市鴨生594	嘉麻市鴨生554-1	H 30・7・1
み生薬31	まちのくすり屋さん 瀬高店	みやま市瀬高町太神1349-10	みやま市瀬高町太神1349-1	H 30・8・6

2 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
糸島地生115	渡辺整形外科クリニック	くろき整形外科	糸島市高田四丁目9-1	H 30・8・1
嘉麻生歯20	医療法人社団博文会ひらの歯科医院・小児歯科医院	医療法人社団博文会ひらの歯科・小児歯科医院	嘉麻市鴨生554-1	H 30・7・1
福津生薬40	くれよん薬局 福津	グリーン薬局 福津	福津市日蒔野五丁目14-15	H 30・8・1
田生訪20	訪問看護ステーションピリープ	訪問看護ステーションあおぞら田川営業所	田川市大字伊田4191-1	H 30・7・1

**福岡県告示第820号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ39	松尾 康昭（九州療養サポートセンター大牟田営業所）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	H 30・8・2
大野生マ30	菅原 睦（ひまわりほうもんマッサージ院）	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 30・5・14
大野生マ31	大澤 清（ひまわりほうもんマッサージ院）	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 30・5・14
福津生マ4	豊田 英一（針灸あんま豊田治療院）	福津市花見が丘三丁目3-7	H 30・8・1
粕生マ43	田邊 訓寛（田辺治療院）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-2 F	H 30・8・18
飯生柔95	土山 仁生（仁整骨院）	飯塚市弁分611-3	H 30・8・6
飯生柔96	樋口 公輔（うぐいす整骨院）	飯塚市大分1493-42	H 30・9・1
田生柔69	竹之下 元気 よねだ鍼灸整骨院（田川院）	田川市大字伊田3606-1	H 30・9・1
柳生柔34	高宮 貴之（やまと整骨院）	柳川市三橋町久未128-1	H 30・8・1
大川生柔32	勢木 福八（せき整骨院大宰府院）	太宰府市観世音寺一丁目18-1	H 30・7・26
田川生柔52	住田 幸隆（ホップ整骨院）	田川郡川崎町大字川崎1047-3	H 30・9・1
飯生はき22	鹿野 文昭（からだ元気治療院飯塚・桂川店）	飯塚市立岩1431-1	H 30・8・1

大野生はき17	菅原 睦（ひまわりほうもんマッサージ院）	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 30・5・14
大野生はき19	大澤 清（ひまわりほうもんマッサージ院）	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 30・5・14
大野生はき19	森本 あかり（たぐち鍼灸整骨院）	大野城市下大利一丁目6-22 村上ビル1 F	H 30・8・20
福津生はき11	豊田 英一（針灸あんま豊田治療院）	福津市花見が丘三丁目3-7	H 30・8・1
粕生はき20	田邊 訓寛（田辺治療院）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-2 F	H 30・8・18
粕生はき21	出井 大己（田辺治療院）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-2 F	H 30・8・18
粕生はき22	岩本 実果（田辺治療院）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-2 F	H 30・8・18
宗遠生はき7	末次 弥穂子（さくら咲く整骨院本院）	遠賀郡岡垣町野間二丁目15-18	H 30・8・1
宗遠生はき8	山之内 靖幸（さくら咲く整骨院本院）	遠賀郡岡垣町野間二丁目15-18	H 30・8・1
宗遠生はき9	椿 直子（さくら咲く整骨院本院）	遠賀郡岡垣町野間二丁目15-18	H 30・8・1

#### 福岡県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
------	-----	-------	-------

田生マ39	塚田 忍 (マッサージの とんとん)	田川市大字伊田4356-1	H 30・7・31
飯生柔64	藤本 修平 (しんあい整 骨院)	飯塚市中428-4	H 29・1・12
南筑後生柔 9	山本 賢斗 (つるひさ整 骨院)	八女郡広川町大字久524-1	H 30・5・31
宗遠生はき 6	萩尾 健太 (さくら咲く 整骨院本院)	遠賀郡岡垣町野間二丁目15-18	H 30・7・31

**福岡県告示第822号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	田主丸 黒 木 線	前	八女市上陽町上横山2951 番2先から 八女市上陽町上横山2952 番1先まで	5.0 ～ 5.5	42.0
			後	八女市上陽町上横山2951 番2先から 八女市上陽町上横山2952 番1先まで	5.0 ～ 7.0	

**福岡県告示第823号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	田主丸 黒 木 線	八女市上陽町上横山2951番2先から 八女市上陽町上横山2952番1先まで

**福岡県告示第824号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川139番4先か ら 朝倉市須川111番3先ま で	3.6 ～ 6.1	80.0
			後	朝倉市須川139番4先か ら 朝倉市須川111番3先ま で	5.2 ～ 17.5	

**福岡県告示第825号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	福岡筑紫野線	筑紫野市大字立明寺550番1先から筑紫野市大字立明寺768番先まで	那珂県土整備事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年10月19日

福岡県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市黒川1654番7先から朝倉市黒川2155番1先まで	6.5 ～ 11.4	45.1

			後	朝倉市黒川1654番7先から朝倉市黒川2155番1先まで	15.6 ～ 28.4	45.1
--	--	--	---	------------------------------	-------------------	------

福岡県告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	飯 塚 福 間 線	前	福津市本木939番9先から福津市本木1210番8先まで	10.2 ～ 20.7	820.0
			後	福津市本木939番9先から福津市本木1210番8先まで	10.2 ～ 23.5	820.0

福岡県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

北九州	飯塚線 福岡線	福津市本木939番9先から 福津市本木953番1先まで
-----	------------	--------------------------------

**福岡県告示第829号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	福岡線 宗像線 玄海線	前	宗像市村山田1353番1先から 宗像市村山田1358番1先まで	10.6 ～ 21.0	202.5
			後	宗像市村山田1353番1先から 宗像市村山田1358番1先まで	10.6 ～ 21.0	202.5

**福岡県告示第830号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

北九州	県道	畦町線 村山田線	前	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田922番先まで	2.2 ～ 25.0	710.8
			後	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田922番先まで	2.2 ～ 25.0	710.8
			後	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田922番先まで	2.2 ～ 50.6	762.9
			後	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田1370番先まで	11.2 ～ 35.8	485.5

**福岡県告示第831号**

福岡広域都市計画事業前原東土地区画整理事業の施行者である糸島市前原東土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成30年9月5日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋



**公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合から申請のあった福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、平成30年9月14日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

**公告**



福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の制定による生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年9月28日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営沖田地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成30年10月5日から平成30年11月5日まで	糸島市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成30年9月25日付けで定めたので、同条第4項に

おいて準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
朝倉市須川の一部（上須川地区第二換地区）	換地計画書の写し	平成30年10月5日から平成30年11月5日まで	朝倉市役所及び朝倉支所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成30年9月25日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
朝倉市須川の一部（上須川地区第一換地区）	換地計画書の写し	平成30年10月5日から平成30年11月5日まで	朝倉市役所及び朝倉支所

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

1級基準点測量（3点）、3級基準点測量（6点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市内一円	平成30年7月23日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市早良区星の原団地内	平成30年7月19日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

実施地域	終了年月日
朝倉市	平成30年7月5日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
1 級基準点測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市自由ヶ丘地区	平成30年3月26日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区ほか	平成30年5月18日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により岡垣町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡岡垣町(一部)	平成30年3月15日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
2級基準点測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市田久	平成30年2月13日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大牟田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条に

おいて準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市内	平成30年3月30日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（航空レーザー測量、撮影、数値地形図）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市八木山地区	平成30年2月28日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑紫野市大字若江、大字筑紫の各一部	平成30年3月24日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により古賀市玄望園土地区画整理準備組合代表者から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
古賀市筵内湯釜、字田倉、字辰の元及び字且ノ原の一部の区域	平成30年3月28日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により上毛町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

（写真地図作成、地図情報レベル1000）

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
築上郡上毛町全域	平成30年3月26日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（4級基準点測量、4級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市早良区原団地周辺	平成30年3月20日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により太宰府市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
太宰府市全域	平成30年3月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により太宰府市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量 修正数値図化レベル2500
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
太宰府市全域	平成30年3月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市全域	平成30年3月23日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八女市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画汚物処理場の変更（平成30年9月12日八女市告示第101号）

公告

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正案について、平成30年6月19日から平成30年7月19日までの間、御意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 意見の概要と考え方

意見の概要	意見に対する考え方
<p>「なお、当該道路幅員は、開発区域に接する部分のみならず、当該道路幅員を有する他の道路までの区間の幅員である。」の改正案について、次の意見により反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この条件により開発不適合地（開発できない土地）が多く生まれることになり、合理的な土地利用を妨げる運用になる。</li> <li>・道路要件により開発が制限される中で線引された区域でさえも開発誘導に向けた取組がなされていない実態がある。</li> <li>・福岡市の開発審査基準と比較しても特段に厳しい基準と判断され、スケジュール開発コスト（土地の取りまとめ含む）から事業判断も難しくなる。</li> </ul>	<p>都市計画法施行令第25条第2号及び第4号に係る基準は、開発区域と接する部分のみ当該幅員を満たせばよいとの誤解が生じていたことから、当該改正により明示したものであり、当該基準の運用に変更はありません。</p>

2 施行日

平成30年10月1日

3 問合せ先

建築都市部都市計画課開発第一係、開発第二係

電話：092-643-3715

メールアドレス：toshi@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築基準法施行規則（昭和26年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の制定により、当然に必要とされる規定の整理を行ったものであり、かつ、筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴う形式的な改正を行ったものであるから、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に規定する意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年9月21日

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

平成30年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成30年8月30日

2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者の氏名	登録番号等
是永建築設計事務所 二級建築士事務所	福岡市博多区東月隈 4-8-6-403	是永 英悟	二級建築士事務所 福岡県知事登録 第2-10144号

3 処分の内容

平成30年10月1日から建築士事務所の閉鎖6月

4 処分の原因となった事実

是永建築設計事務所二級建築士事務所の開設者である是永英悟は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませていたことが発覚した。このことは、建築士法第26条第2項第1号に該当する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第268号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成30年10月5日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成30年12月12日（水）から同年12月20日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成30年12月17日（月）から同年12月20日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

38名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「

検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成30年10月29日（月）から同年10月31日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写

真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講し

なかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45



分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

## 雑 報

### 公告

福岡県行政不服審査会運営規則（平成28年5月26日福岡県行政不服審査会総会決定事項）第23条第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成30年10月5日

福岡県行政不服審査会会長 岡 本 博 志

#### 1 公示事項

福岡県知事から平成29年12月26日に諮問のあった、審査請求人が平成29年9月11日に提起した生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項の規定に基づく生活保護申請却下処分に対する審査請求事件について、当審査会は平成30年3月20日に答申を決定しましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に答申書の写しを送付することができません。当該答申書の写しは、福岡県行政不服審査会（事務担当課：福岡県総務部行政経営企画課）において保管しており、いつでも交付するので、審査請求人はその受領について申し出てください。

当該答申書の写しを受領しないときは、平成30年10月19日の経過をもって当該答申書の写しの送付があったものとみなします。

#### 2 問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話：092-643-3028

メールアドレス：homuhan@pref.fukuoka.lg.jp